

山内委員長記者会見のポイント
(第 281 回 (12 月 24 日) 郵政民営化委員会終了後)

1. 本日の委員会議事等について

- 金融庁長官及び総務大臣から意見の求めがあった郵政民営化法第 144 条第 3 項の規定に基づく内閣府令・総務省令について、金融庁及び総務省より説明を受け、審議を行った。本改正案については、令和 8 年 3 月期から導入予定である「経済価値ベースのソルベンシー規制」を踏まえた関係法令の整備の一環として、内閣府令・総務省令で定める特定の書面について、令和 8 年 3 月期に限り提出期限の延長措置を講じるものである。審査の結果、委員会に示された内容のとおり内閣府令・総務省令を改正することは適当である旨の意見を取りまとめ、金融庁長官及び総務大臣に提出することとなった。
- 日本郵政から、日本郵政グループの不動産事業の取組について、ヒアリングを行った。

2. 委員会の質疑応答等について

【郵政民営化法第 144 条第 3 項の規定に基づく内閣府令・総務省令案について】

- ・ 「今回の延長措置は単年度に限り 3 か月の提出期限延長を行うものだが、この内容で十分なのか。これで十分に時間的余裕があるのか。」との意見に対して、金融庁からは、「任意も含め、各保険会社は 2019 年以降、計 10 回に渡りフィールドテスト、いわば予行演習を行っている。保険業界からも 3 か月の延長で間に合うのではないかと聞いており、今回の延長措置で足りるものと考えている。」との回答があった。

【日本郵政グループの不動産事業の取組について】

- ・ 「物流施設の取得については、これからという理解でよいか。郵便物流事業とのシナジー効果が大きいと思うが、どのように考えているか。」との質問に対して、日本郵政から、「これまでは、不動産事業と郵便物流事業の連携が十分ではなかった。今後については、開発した物流施設について、郵便で使うといったことも模索していく必要があると考えている。物流開発についてはまだまだ勉強をしているところであるが、我々が主体的にできるようになれば、拠点を開発していくことも考えられる。」との回答があった。
- ・ 「不動産事業を第 4 の柱に位置づける割には収益の桁が違うのではないか。どのように考えているのか。」との質問に対して、日本郵政から、「不動産事業の利益水準をどこに設定するのも重要。非常に大きな利益を上げている大手不動産も現在の利益の規模に至るまでには相当な年数、例えば 60 年以上かかっている。特に分譲については利益が出ても一過性に過ぎない。賃貸資産を積み上げつつ、分譲で利益を確保していくことが大事であると考えている。」との回答があった。

3. 記者との質疑模様

- ・ (総務省において、郵便局ネットワーク維持の支援のための交付金・拠出金について、毎年度の交付額・拠出額の審議が始まっていると思うが、郵政民営化委員会からの意見はあるか、今、どのような議論が始まっているのかと問われ、)

当委員会にはまだ情報が来ていないので、何かありましたら、いろいろとご議論
させていただこうと思う。

—以上—